

戸別受信機等の貸付けを申請される皆さまへ

危機管理課

各区総合事務所 総務・地域振興グループ

戸別受信機等の貸付申請について



戸別受信機等（付属品・屋外アンテナを含む）の貸付けを希望される方は、以下の内容を確認いただき、点線以下の貸付申請書に必要事項を記入し、提出してください。

【貸付けを申請できる方】

区内に居住する世帯、所在する事業所

【貸付台数】

1世帯、1事業所につき1台を無償貸付

【設置・維持管理】

- 戸別受信機は市の委託業者が訪問して設置します。設置費用の個人負担はありません。
- 戸別受信機を紛失・破損することがないように大切に使用し、故障を発見したときや転居・転出するときは、市まで連絡ください。
- 電気代や乾電池代、設置後に建物内で移設する費用、不注意・故意による故障時の修理費用は個人負担となります。
- 戸別受信機を返却する際は、市の窓口まで持参ください。

【注意事項】

屋外アンテナを外壁に設置し、配線ケーブルを壁に穴を開けて屋内に引き込み、壁沿いに戸別受信機まで配線しますので、ご理解をお願いします。

第1号様式(第4条関係)

戸別受信機等貸付申請書

年 月 日

(あて先) 上越市長

住所(所在地)
事業者名
氏名(代表者氏名)
電話番号

次のとおり同報系防災行政無線の戸別受信機等の貸付けを申請します。

設置場所	
設置希望日	年 月 日